

福井県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年福井県規則第五十四号）の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第二十六条 条例第三十一条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合にあつては当該登録申請者およびその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。））の住民票の写しまたはこれに代わる書面および略歴を記載した書面</p> <p>二 登録申請者（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人）が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書</p> <p>三 業務主任者の住民票の写しまたはこれに代わる書面</p> <p>四 業務主任者が条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第二十七条 （略）</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第二十六条 条例第三十一条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合にあつては当該登録申請者およびその法定代理人）の住民票の写しまたはこれに代わる書面および略歴を記載した書面</p> <p>二 登録申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書</p> <p>三 業務主任者の住民票の写しまたはこれに代わる書面</p> <p>四 業務主任者が条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第二十七条 （略）</p>

(変更の届出)

第二十八条 条例第三十四条第一項の規定による変更の届出は、屋外広告業登録事項変更届出書(様式第二十六号)によりするものとする。

2 条例第三十四条第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 条例第三十一条第一項第一号に掲げる事項の変更(変更の届出をしようとする者が個人である場合にあつてはその者の住民票の写しまたはこれに代わる書面、法人である場合にあつては法人の登記事項証明書、条例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類(役員の名を変更する場合であつて新たに役員となつた者に係るものに限る。))

二 条例第三十一条第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

(削る)

三 条例第三十一条第一項第三号に掲げる事項の変更(登記事項証明書(法定代理人が法人である場合に限る。))、条例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類(新たに法定代理人となつた者(法定代理人が法人である場合にあつては、新たに役員となつた者)に係るものに限る。)

(変更の届出)

第二十八条 条例第三十四条第一項の規定による変更の届出は、屋外広告業登録事項変更届出書(様式第二十六号)によりするものとする。

2 条例第三十四条第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 条例第三十一条第一項第一号に掲げる事項の変更(変更の届出をしようとする者が個人である場合にあつてはその者の住民票の写しまたはこれに代わる書面、法人である場合にあつては法人の登記事項証明書)

二 条例第三十一条第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

三 条例第三十一条第一項第三号に掲げる事項の変更(登記事項証明書、条例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類(新たに役員となつた者に係るものに限る。))

四 条例第三十一条第一項第四号に掲げる事項の変更(条例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類(新たに法定代理人となつた者に係るものに限る。))

四 条例第三十一条第一項第四号に掲げる事項の変更 第二十六条第一項第三号および第四号に掲げる書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の福井県屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

五 条例第三十一条第一項第五号に掲げる事項の変更 第二十六条第一項第三号および第四号に掲げる書類